

社会福祉法人あゆみ会旅費及び役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第 46 条の規程に基づき、公務のために旅行する役員及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び職員が公務のため旅行した場合は、当該役員及び職員に対し旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 旅行は、理事長及び施設長の発する旅行命令によって行われなければならない。

(旅費の種類及び額)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 第1項の額は、別表1のとおりとする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(在勤地内旅行の旅費)

第6条 在勤地内における旅行については、第4条の規程にかかわらず、日当、車賃のみを支給するものとし、額は別表1のとおりとする。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(報償)

第8条 本会の役員等が退任した場合は、記念品を贈ることが出来る。

2 前項の記念品を贈る対象者及び金額は、次のとおりとする。

理事、監事、評議員・・・・・・1年につき1千円

付則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成6年10月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成15年3月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成17年12月5日から施行する。

規程の一部を改正し、平成19年9月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成20年3月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成27年6月1日から施行する。

規程の一部を改正し、平成30年1月1日から施行する。

別表 1

旅費・宿泊費支給表

職名	日当（1日につき）		宿泊費 （一泊につき）	交通費	車賃 （1kmにつき）
	通常（県外）	在勤地内 （県内）			
役員 評議員	6,000	5,000	10,000	実費	30
施設長	2,500	800	9,000	〃	30
一般職員	2,000	600	8,000	〃	30

別表 2

名称	報酬
監事監査指導報酬等	5,000